

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 12 月 21 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3 件

国民年金関係	2 件
厚生年金保険関係	1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600207 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600028 号

第 1 結論

昭和 38 年 2 月から昭和 47 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 2 月から昭和 47 年 6 月まで

昭和 38 年 2 月末から夫の転勤先である A 国に出国する昭和 47 年 6 月までの期間、私は、子供を連れて B 区役所へ行き、国民年金保険料を納付していたと記憶している。

請求期間の納付記録が残っていないことに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿、B 区役所における国民年金の加入記録及び保険料納付記録が記載された年度別納付状況リストによると、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者が昭和 52 年 9 月 28 日に国民年金に任意加入した際に払い出されたことが確認できる。

また、昭和 52 年 9 月 28 日より前に、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であったと考えられる。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600218 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600029 号

第 1 結論

昭和 56 年 6 月から昭和 61 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 6 月から昭和 61 年 3 月まで

請求期間は国民年金の保険料未納期間とされているが、私は、当該期間の国民年金保険料を A 市役所 B 支所において毎月現金で納付していたので、請求期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における請求者の国民年金被保険者資格取得に係る処理日（昭和 62 年 3 月 11 日）の記録等から、昭和 62 年 3 月に払出されていることが推認でき、それ以前に請求者に対し別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できないことから、当該払出し時点において、請求期間のうち、昭和 56 年 6 月から昭和 59 年 12 月までの期間に係る国民年金保険料は時効のため納付することができない。

また、A 市及び請求者が現在居住する C 町の国民年金被保険者名簿において、請求者の請求期間に係る国民年金の保険料納付記録は確認できない。

なお、請求者が提出した昭和 61 年 4 月分以降の期間に係る国民年金保険料の領収証は、オンライン記録と合致しており、請求者は、前述の国民年金手帳記号番号払出時点（昭和 62 年 3 月）において A 市役所 B 支所での納付が可能であった昭和 61 年度の国民年金保険料から納付を開始したことがうかがえる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600215 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600073 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 事業所 (後の C 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年 12 月 31 日から昭和 53 年 1 月 1 日まで

私は、A 社 B 事業所において、昭和 52 年 12 月 31 日付けの辞職願を提出したと記憶しているが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が昭和 52 年 12 月 31 日と記録されており、昭和 52 年 12 月 30 日に退職したようになっている。資格喪失年月日が 1 日異なることで 1 か月の未加入期間が生じているので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

適用事業所名簿によると、C 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、請求期間当時の資料について保管していないと回答していることから、同社における請求者の退職日について確認できない。

また、前述の元事業主が C 社の関連会社であったとする A 社は、A 社 B 事業所及び C 社に係る資料の保管はないと回答している。

さらに、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、適用事業所に使用されなくなった日 (退職日) の翌日とされているところ、雇用保険の被保険者記録における請求者の離職年月日は、昭和 52 年 12 月 30 日であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合する。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

なお、A 社 B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 52 年 12 月 31 日と記録されており、訂正等の形跡はない。